

入札参加資格「主要業種変更」及び「希望業種の追加」受付について

検査課

☎ 965-5605

【申請資格】

- ①うるま市の平成21・22年度入札参加資格者名簿に登録されている者
- ②うるま市に本社を有する者

③建設工事については、建設業許可及び経営規模等評価結果通知書における年間平均完成工事高があること。ただし、等級別で登録される業種（土木・建築・電気・管）については、年間平均完成工事高が500万円以上であること

【留意点】

受付期間が限定されていることに留意してください。資料・フロッピー配布はしておりません。申請の際には変更届として提出していただきます。

①建設工事につきましては、完成工事高を調べるため、経営規模等評価結果通知書の写しを添付してください。主要業種等変更の申請で既に登録がある業種については、総合評価値（P点）の変更や格付けのやり直しを行いません。

②測量及びコンサルタント等業務委託につきましては、必要に応じて受付表・業者カード（県様式）、事務所登録等、営業に關し法律上必要な証明書類等の書類を提出していただきます。

【受付期間】
4月1日（木）～4月22日（木）
（ただし、土曜日・日曜日を除く）

高額医療・高額介護合算制度について

国民健康保険課

☎ 973-3202

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度がはじまりました。毎年8月から翌年7月までの間、お支払いされた医療保険・介護保険の負担額がある一定以上となった場合、自己負担額を超えた金額を支給します。

（今回の対象期間は平成20年4月～平成21年7月までの間）

※対象者の方には文書にてお知らせをしております。

年の途中において住所の異動や医療保険を移行した方については、案内文書がお送りできない場合があります。詳しくは担当窓口までお問い合わせください。

【対象】 医療と介護の両方の保険を利用しており、一年間に支払った負担額が限度額を超えた世帯

【申込方法】 国民健康保険課にて指定の申請用紙に記入の上、申請してください。

【申込期限】 平成20年度支給分については、平成23年7月末日

飲酒運転は厳罰

（行政処分が大幅強化）

○飲酒運転するとほとんどの場合、免許が一発取り消し。酒酔い運転が欠格期間2年から3年、飲酒ひき逃げの場合が5年から10年に強化されました。

- ・酒酔い運転
5年以下の懲役または100万円以下の罰金
- ・酒気帯び運転
3年以下の懲役または50万円以下の罰金

○飲酒運転周辺者も罰則

- ・車両提供の禁止（飲んだ人に車を貸さない!）
最高 5年以下の懲役または100万円以下の罰金
- ・酒類提供の禁止（乗る人に飲ませない!）
最高 3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- ・同乗の禁止（飲んだ人の車に同乗しない!）
最高 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

飲酒運転しない、させない、許さない環境づくりに協力しましょう。

うるま市交通安全推進協議会

市営住宅の管理業務窓口が変わります

建築工事課

☎ 978-3619

平成22年度から市営住宅等の管理業務に指定管理者制度を導入します。公募により選定され、市長が指定した次の団体が、市に代わって市営住宅等の管理を行います。指定期間は、平成22年4月1日より5年間でです。

【団体名】 沖縄県住宅供給公社

【代表者名】 理事長 伊波 謙

【住所】 那覇市山下町18番26号

【電話】 858-1146

【FAX】 858-1255

【指定管理者が行う業務】

- ①業務（空家募集業務を含む）
 - ②家賃及び駐車場使用料の徴収に関する業務
 - ③入居者に係る連絡、相談、指導等に関する業務
 - ④建物、設備等の維持及び修繕に関する業務
- 今後とも指定管理者とともに、サービス向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い致します。